

今市事件の控訴審判決を破棄し、公正中立な判断を求める要請書

今市事件は、2005年12月1日午後2時38分ごろ、栃木県今市市（現在の日光市）に住む小学1年生の女兒が行方不明となり、翌日、茨城県の山林で遺体となって発見された事件です。捜査機関は、事件発生から約8年が経過し、解決できない状態を打開する賭けに出るかのように、2014年1月29日、勝又拓哉さんの身柄を確保するため、手始めに商標法違反（偽ブランド品の譲渡目的所持罪）で逮捕しました。商標法違反の起訴後には、起訴後勾留を利用し、今市事件の取り調べをしました。

勝又さんは、同年6月3日、殺人罪で再逮捕され、その後自白しました。宇都宮地検は、同月24日、勝又さんが「2005年12月2日午前4時ごろ」「茨城県常陸大宮市三美字泉沢1727番65所在の山林西側山道」で殺害したと訴因を特定し、殺人罪で起訴しました。

宇都宮地裁（松原里美裁判長）での裁判員裁判は、2016年4月8日、情況証拠のみからは犯人性が認められないとしつつも、自白の任意性・信用性を認め、無期懲役判決を言い渡しました。

弁護団は、東京高裁第5刑事部（藤井敏明裁判長）で、自白が客観的事実と矛盾していると主張しました。勝又さんは、「強姦した」「射精した」と言っているとされていますが、遺体に付着するはずの勝又さんの精液、汗、唾液、皮膚片などが検出されておらず、強姦を含め、わいせつ行為を受けた痕跡すらありません。女兒の頭部に張り付いていた粘着テープから勝又さんのDNAは検出されず、第三者のDNAが検出されました。女兒は立った状態で刺されているのに血液が下半身に向かって流れていません。鑑定結果によると、女兒の体からは1リットル以上の血液が流れ出たとされていますが、殺害現場に血痕がほとんどありません。秘密の暴露もありません。

東京高裁での弁護活動を通して、自白している殺害現場などが真実とは異なることが証明されたので、裁判官や傍聴人からも、勝又さんの自白が捜査機関によって作られたものであるとの心証を抱くようになりました。

すると、東京高裁は、検察側に、原審で認定された訴因を維持することが難しいということを暗に示し、訴因変更を促しました。検察側は、東京高裁のアシストに応え、殺害時間を「2005年12月1日午後2時38分ごろから同月2日午前4時ごろ」と、殺害場所を「栃木県か茨城県内とその周辺」とする訴因変更の申立てをして、裁判所は訴因変更を許可しました。

そして、東京高裁は、2018年8月3日、殺害時間や殺害場所に関する勝又さんの自白の信用性を否定したにも関わらず、情況証拠を総合的に判断したなどといって、「原判決を破棄、被告人を無期懲役に処する」との判決を言い渡したのです。

東京高裁が有罪とした決め手は、正業にも就かず商標法違反事件で勾留されていた勝又さんが母親に謝罪するために「今回、自分が引き起こした事件、お母さんや、みんなにめいわくをかけてしまい、本当にごめんなさい」などと書いて出した手紙でした。宇都宮地裁ですら、「手紙文中の「事件」については、何を指すのかは必ずしも明白とはいえ、犯人性を直接的に基礎付ける事情とはなり得ない」と判断していた手紙を蒸し返して決め手としたのです。

東京高裁は、自白の信用性が揺らいでいることに気付くと、検察官に訴因変更を促し、宇都宮地裁で情況証拠では犯人性が認められないとした認定を覆してまで、犯人性を肯定しました。

私たち国民は、東京高裁が、刑事裁判の鉄則である「疑わしきは被告人の利益」を無視し、不公正で偏った訴訟指揮をして有罪判決をしたことを知っています。東京高裁の判断は、早急に破棄されなければなりません。

年 月 日

最高裁判所 御中

氏名	住所

えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会

〒320-0055 宇都宮市下戸祭1丁目2番4号 赤羽ハイツ1階 八幡山法律事務所内

[]